

健康保険証廃止後の運営に関するご案内

～ 令和6年12月2日以降の取り扱い ～

健康保険証の発行は令和6年12月1日で終了しました。今後は、原則「マイナ保険証」(※健康保険証の利用登録したマイナンバーカード)を使用することになります。但し、既存の健康保険証は令和7年12月1日まで使用できます。

以下、令和6年12月2日以降の対応についてご案内いたします。

令和6年12月2日以降に交付（利用）されるもの

1. マイナ保険証

医療機関等を受診する場合は、原則、マイナ保険証を使用することになります。マイナ保険証を利用するには、マイナンバーカードを取得して、ご自身で健康保険証の利用登録をする必要があります。(※健保組合で健康保険証の利用登録はできません)

2. 資格情報のお知らせ

以下の目的で対象者別に以下のタイミングで交付されます。

【目的】

- ・健保組合において登録した資格情報を確認するため。
- ・マイナ保険証の利用ができない医療機関等を受診する場合、マイナ保険証と併せて提示することによって資格確認を行うため。
- ・資格情報の登録手続きが完了したことをお知らせするため。

【対象者】

- ・令和6年9月1日時点の加入員 ⇒令和6年10月末頃に交付済。
- ・令和6年9月2日から同年12月1日までの新規加入員 ⇒令和6年12月中に交付済。
- ・令和6年12月2日以降の加入員 ⇒加入手続き完了時に交付。

【注意事項】

- ・「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等の受診はできません。マイナ保険証と一緒に携帯されることをお勧めします。

尚、マイナポータルで表示される健康保険証「資格情報」をスマートフォンにダウンロードすれば「資格情報のお知らせ」の代替として利用できます。

3. 資格確認書

以下の目的で以下の対象者に交付されます。

【目的】

- ・マイナ保険証で医療機関等を受診することができない方が、医療機関等を受診するため

【対象者】

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録をしていない方
- ・マイナンバーカードを紛失、更新中、または電子証明書の期限が切れている方
- ・マイナンバーカードの返納者、マイナ保険証の利用解除申請者

【注意事項】

- ・上記対象者であっても既存の健康保険証を保有している方は、令和 7 年 12 月 1 日までは既存の健康保険証を使用してください。資格確認書の交付はいたしません。
- ・資格確認書には有効期限があります。有効期間は申請理由等により異なります。資格確認書の有効期限はご自身で管理してください。
- ・有効期限以後も資格確認書を利用したい場合は、有効期限が過ぎる前にご自身で「資格確認書（再）交付申請書」による交付申請をお願いします。交付対象者に該当した場合のみ新たな資格確認書を交付します。交付申請がない場合は原則、新たな資格確認書は交付されませんのでご注意ください。申請書様式は健保組合までお問い合わせください。
- ・有効期限内に資格喪失する場合、扶養を削除する場合には、健保組合に返却してください。資格確認書発行の有無は健保組合までお問い合わせください。

4. 令和6年12月1日以前に発行された健康保険証（令和7年12月1日迄）

以下の目的で以下の対象者が利用できます。

【目的】

- ・健康保険証の発行が廃止されてから 1 年間を期限として既存の健康保険証が使用できる経過措置期間が設けられました。これにより令和7年12月1日まで利用できるため。

【対象者】

- ・令和6年12月1日以前に交付された既存の健康保険証を保有している方

【注意事項】

- ・令和7年12月2日以降は完全に利用できません。尚、令和7年12月2日の直前において資格確認書の交付対象者である場合は健保組合から一斉に資格確認書を交付する予定です。
- ・令和7年12月1日以前に資格喪失する場合、扶養を削除する場合には、健保組合に返却してください。
- ・令和6年12月2日以降、健康保険証の再発行はできませんので、紛失等された方はマイナ保険証を使用してください。マイナ保険証を取得されない方は健保組合に申請して資格確認書の交付を受けていただくことになります。

健康保険に関する手続きについて

1. 「資格取得届」「被扶養者異動届」の手続き

事業所（会社）経由でマイナンバーを届出

入社時の「資格取得届」、扶養家族加入時の「被扶養者異動届」には必ずマイナンバーを記載してください。届出様式については健保組合までお問い合わせください。

準備でき次第、健保組合のホームページに掲載予定です。

届出時にはマイナ保険証の保有を確認

原則、マイナ保険証を使用することになりますが、マイナ保険証を保有していない方へは、「資格確認書」が交付されます。新規に当健保組合へ加入する方については、マイナ保険証の保有を確認してください。

マイナ保険証を保有していない方は、届出書類の「資格確認書発行要否欄」に☑チェックしてください。この場合は「資格確認書交付申請書」を一緒にご提出ください。

「資格確認書」が交付される方（発行対象者）

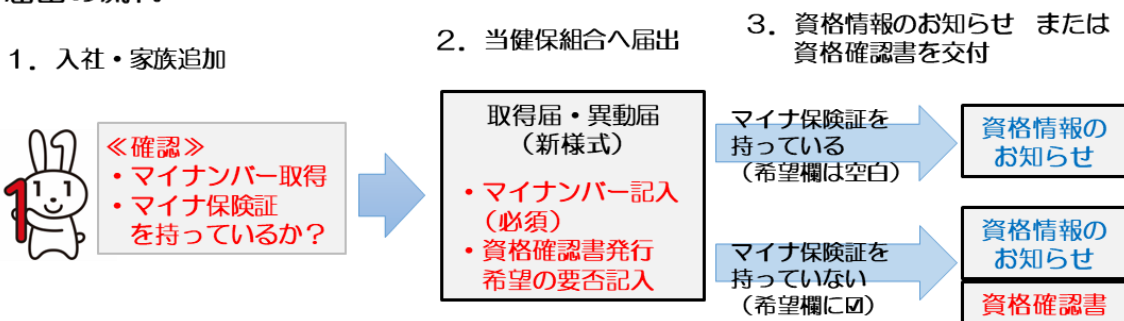
◆届出時に希望した場合

「資格取得届」「被扶養者異動届」の、「資格確認書発行要否欄」に☑チェックしている方は交付対象となります。ただし、マイナ保険証を保有していることが判明した場合は、交付いたしません。

◆当健保組合で保有状況を確認して交付する場合

届出時に希望しなかった場合でも、後日、政府管轄のネットワークシステムよりマイナ保険証保有データが連携され、マイナ保険証を保有していないことが判明した場合は、交付対象となります。尚、データ連携から発行までは概ね5日前後の日数を要します。

届出の流れ



「資格確認書」の発行対象者 (☑できるのは、以下の場合のみ)

- マイナンバーカードを取得していない
- マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録をしていない
- マイナンバーカードを紛失、更新中、または電子証明書の期限が切れている
- マイナンバーカードの返納者、マイナ保険証の利用解除申請者

届出後にお渡しする書類

届出書類を受領後、健保組合から事業所（会社）の担当者以下に書類をお渡します。

1. 届出書類の受付時

◆「資格取得届」の場合

事業所（会社）あて：「決定通知書」

被保険者あて：「資格取得届・被扶養者異動届を提出された際の留意事項」

◆「被扶養者異動届」の場合

事業所（会社）あて：「被扶養者異動届の写し」「3号取得届（該当者のみ）」

被保険者あて：「資格取得届・被扶養者異動届を提出された際の留意事項」

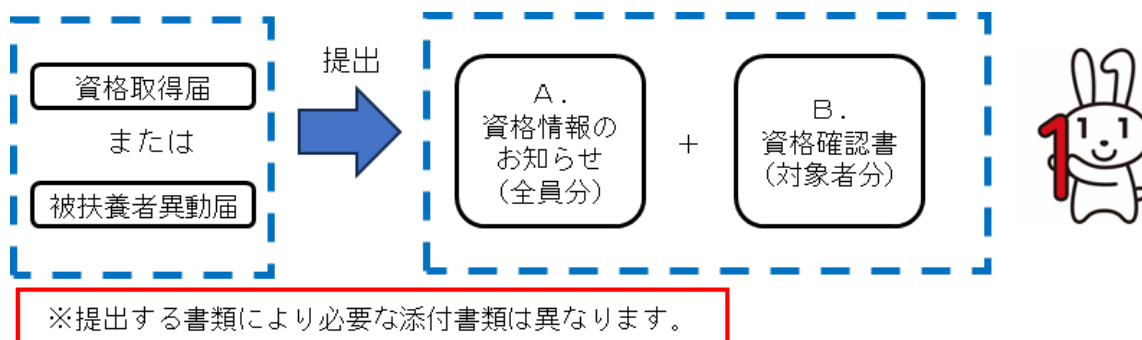
「被扶養者（異動）決定通知書」

2. 資格情報の登録手続き完了時

◆「資格取得届」「被扶養者異動届」共通

被保険者あて：「資格情報のお知らせ」（届出した全ての方）

被保険者あて：「資格確認書」（資格確認書の交付対象者の方のみ）



マイナ保険証が利用できるようになるまでの目安（目安であり状況により日数は前後します）

健保組合で届出受領後、概ね1～2営業日後になります。尚、マイナ保険証の利用は、ご自身でマイナ保険証の利用登録をしていることが前提になります。

資格確認書が交付されるまでの目安（目安であり状況により日数は前後します）

◆資格取得届、被扶養者異動届の「資格確認書発行要否欄」に☑チェックがある方

⇒健保組合で届出受領後、概ね1～3営業日後になります。

◆「資格確認書発行要否欄」に☐チェックがなく、マイナ保険証利用登録をされていない方

⇒健保組合で届出受領後、概ね1～3営業日後になります。

担当の方へ

届出からの上記目安を予め社員の皆様へご周知いただくようお願いします。

尚、資格確認書は、申請理由等により発送するまでの日数が異なります。また、資格確認書の交付は原則、事業所（会社）経由となります。

2. マイナ保険証の健康保険利用登録の解除手続き

健康保険証の利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）の利用登録は、解除することができます。マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除をした場合、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができなくなります。

【手続き】

解除の手続きは、各個人から事業所（会社）を経由せず直接健保組合へ「健康保険証利用登録解除申請書」をご提出ください。申請書様式は健保組合までお問い合わせください。

申請書受付後、健保組合から事業所（会社）経由で「資格確認書」を交付いたします。

利用登録の解除日は、原則、健保組合が申請書受付日の翌月末日になる予定です。尚、健保組合から解除完了についての通知はいたしませんので、ご自身でマイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」よりご確認ください。

【注意事項】

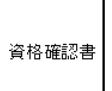
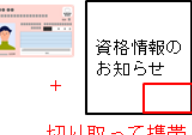
令和6年12月1日以前に健康保険証の交付を受けている方が解除申請した場合の資格確認書の交付は令和7年11月以降（予定）となります。それまでは既存の健康保険証をご使用いただくことになりますが、健康保険証を滅失された場合は、資格確認書を交付いたしますので健保組合までご連絡ください。

医療機関の受診方法

医療機関を受診するとき

医療機関を受診する際は、原則、マイナ保険証を使用します。マイナ保険証を保有していない人や、マイナ保険証の利用ができない医療機関を受診する場合は、以下の確認方法にて資格情報確認をしてもらうことで受診が可能です。

〈医療機関等受診方法〉

	①マイナ保険証	②資格確認書	③健康保険証	④マイナ保険証＋ 資格情報のお知らせ	⑤マイナ保険証＋ マイナポータル
確認方法				 ＋ 切り取って携帯	 ＋ マイナポータル 資格情報画面
対象	令和6年12月2日 以降は原則全員	マイナ保険証を 利用できない方 (未保有等)	既存加入員 ※お持ちの方	・システムトラブル等でマイナ保険証が 読み取れない場合 ・オンライン資格確認システム未導入の 医療機関受診時	
有効期限	カード本体：10年 ※未成年は5年 (電子証明書：5年)	1年以内	令和7年12月1日	—	—

既存の健康保険証、高齢受給者証等の取扱い

健康保険証

健康保険証に有効期限の記載はありませんが、令和7年12月1日が有効期限になります。令和7年12月1日を経過した健康保険証は返却不要です。但し、期限前に資格喪失、扶養削除、氏名変更等をされる場合は、健保組合に返却してください。

高齢受給者証

現在、70歳以上の加入員は、医療機関受診時の負担割合を示すため、高齢受給者証が発行されています。この負担割合は、令和6年12月2日以降、マイナ保険証または資格確認書に表示されております。高齢受給者証は健康保険証と一緒に提示して利用するものなので、既存の健康保険証の有効期限である令和7年12月1日をもって回収させていただく予定です。

マイナ保険証を取得済みの場合、未取得の場合、それぞれについて以下のとおりとなります。

	マイナ保険証 取得済み	マイナ保険証 未取得
現在、高齢受給者証を持っている（70歳以上）	①マイナ保険証で受診 ②保険証＋高齢受給者証でも受診可 ※令和7年12月1日まで	令和7年12月1日まで 保険証＋高齢受給者証で受診 ※負担割合通知のため、70歳到達月に資格情報のお知らせを交付
令和6年12月2日以降に70歳になる	①マイナ保険証で受診 ※負担割合通知のため、70歳到達月に資格情報のお知らせを交付 ②保険証＋高齢受給者証でも受診可 ※令和7年12月1日まで	
令和6年12月2日以降に加入する70歳以上の方	マイナ保険証で受診 ※負担割合通知のため、加入時に資格情報のお知らせを交付	資格確認書で受診 ※加入時に資格確認書交付

限度額適用認定証・特定疾病療養受療証 等

医療費が高額となる場合に申請する「限度額適用認定証」は、マイナ保険証が無くても本人が同意すれば、今後「限度額適用認定証」の申請は不要です。

非課税の方や「特定疾病療養受療証」は、引き続き健保組合に申請が必要になります。

限度額適用認定証(上位・一般)	・マイナ保険証があれば申請不要 ※ただし申請書の提出があった場合、当面はこれまで通り認定証を交付します。
限度額適用・標準負担額減額認定証(非課税)	・マイナ保険証があっても申請が必要 申請受理後、認定証または受療証を交付します。
特定疾病療養受療証(透析等)	<マイナ保険証登録者> 申請から1週間程度でマイナポータルに反映されます。医療機関を受診する際は、マイナ保険証のみで受診可能です。 <マイナ保険証未登録者> 交付された各証を窓口に提示してください。

マイナ保険証・マイナンバー制度について

マイナ保険証のメリット

マイナ保険証で受診した場合、医療機関で過去の調剤情報や健康診断の結果を見られるようになり、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできるため、より良い医療を受けられることになります。

! マイナ保険証にしたことにより、医療情報が勤務先（会社）に伝わることはありません。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
**24時間365日
受付!**

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about Individual Number Card etc.

0120-0178-27

マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

マイナ保険証の取得方法

①マイナンバーカードを取得して、②マイナ保険証の利用登録をする

② マイナ保険証の利用登録

申請

- ・スマホやPCから
- ・証明写真機から
- ・申請書を郵送

受け取り

ハガキが届いたら
市町村の窓口で
お受け取り

詳しくはこちら⇒

マイナンバーカード
総合サイト



スマホ

マイナポータルをダウンロードして申し込む



iPhone



Android

医療機関

医療機関や薬局の
顔認証付き
カードリーダーから
申し込む

セブン銀行ATM

マイナンバーカード
での手続き⇒
保険証利用の申込み